長崎北高等学校 文化部活動に係る活動方針

文化庁

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン



県教育委員会

長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン (長崎県の文化部活動の在り方に関する方針)

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防」のほか、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を 形成するためにも、分野や活動目的等の特性を踏まえつつ、文化部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に 取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したり することがないよう、留意すること。
- ・学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。



文化部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

生徒一人ひとりの個性と意欲を発揮する貴重な場として、本校の文化部活動は大変活発に行われている。県高等学校文化連盟事務局校でもあり、県下の高校生の文化活動を牽引する意識を持って活動しており、多くの部がめざましい活躍をしている。生徒の活動に対する保護者・地域住

民の理解や協力により、文化祭や定期演奏会等に多数の来場者があり、活動する生徒の励みとなっている。

【施設等の使用状況】

校内の特別教室やセミナーハウス等の施設を使用している。

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- (1) 学校教育活動の一環として行い、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指し、生涯にわたり芸術文化等の活動に親しむ基盤を築く。
- (2) 生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図る。
- (3) 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定 感を高めたりするなど、生徒の多様な学びを経験させる。

【休養日及び活動時間】

- (1) 週当たり1日以上の休養日、その際、月に2回以上は週末を休養日とすることを原則(家庭の日を配慮)とする。
- (2) 1日の活動時間を、平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- (3) 大会参加等、事情により活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないように計画する。
- (4) 長期休業中は、学期中に準じた扱いをするとともに、オフシーズンを設定する。
- (5) 県教育委員会が定める大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安をもとに、校長が参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。
- ※大会については、異なる大会への参加が連続する週にわたることがないように精査する。地域の行事、催し等への参加については、大会参加も含め、原則として参加が連続する週にわたることがないように精査する。

【活動計画立案(大会や地域行事等参加の目安を含む)及び提出と公開】

- (1) 毎年度、本校の「文化部活動にかかる活動方針」を策定及び見直しを行い、HP等で公表する。
- (2) 各文化部の年間及び毎月の活動計画並びに活動実績(活動日時・場所・休養日・大会参加日時等)を作成し、HP等で公表する

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

各文化部活動の実態に応じ、各種団体、保護者及び外部指導者等との連携の下、生徒の文化活動の資質向上を目的とした各種研修 や情報交換の場への積極的参加を進める。

【熱中症等の事故防止について】

- (1) 高温や多湿時において文化部活動を実施する際は、水分補給や適度な休憩を取り入れるとともに個々の体調に気をつけて、無理がないように配慮を行う。
- (2) 特段の配慮が必要な場合には、活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止するなど万全の対策を行う。

【生徒のニーズを踏まえた文化部設置の検討】

本校の部活動全体の活性化を推進するために、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる文化部活動の在り方を検討する。